

# 各地の便り

## 滋賀県における畜産環境対策について

滋賀県農政水産部畜産課 生産・衛生環境担当 堀井郁夫

### 1. 滋賀県のあらまし

滋賀県は、本州のほぼ中央に位置し、古くから近畿、東海、北陸を結ぶ交通の要衝にあります。面積は国土の約1%を占めており、県土の約1/2が森林で、残りを耕地と琵琶湖と市街地等ではほぼ3等分しています。琵琶湖は総面積の約6分の1を占めており、近畿1,400万人の飲料水や工業用水として利用され、生活と産業の基礎を支えています。

気温は、平野部が高く山間部が低くなっており、年間降水量は平均1,620mm程度で、北部の山岳地帯が多く、南部は比較的少なくなっています。北部は、冬季の降雪量が多く、日本海型の気候になっています。

昭和40年以降の高度経済成長期に人口・世帯数が急増し、工場の立地も進んだ結果、工業県となっています。そのため、第一次産業の比率は相対的に低下傾向にあります。

### 2. 農業の特色

耕地面積は徐々に減少しているものの、平成15年で約5万5千haの農地があり、このうち92%にあたる50,600haが水田として利用されています。本県の全生産額約714億円の60%にあたる約427億円を米が占めており、「近江米」の産地として、水田に特化した農業が本県の特徴であります。

農業の担い手では、専業農家や第一種兼業農家が著しく減少しており、農家総数がこの40年間に10万戸から4万戸になりました。多数の兼業農家と少数ながら大規模稲作や畜産、施設園芸などを行う経営規模の大きい専業農家との二分化の状況が強まっています。

### 3. 畜産の特色

畜産業の産出額は、約111億円で本県の農業粗生産額の約16%を占めており、米に次ぐ生産額となっています。畜産が主要な地域は東近江地域です。

酪農：大消費地である京阪神の都市近郊型の牛乳生産地域として、新鮮で良質な生乳が年間約33,000t(牛乳ビン1億6,500万本)生産されています。

肉用牛：肥育経営を中心に、年々規模の拡大が進み、農家一戸当たりの飼養頭数は全国トップクラスとなっています。特産の「近江牛」は県外にも多く出荷されています。

養豚：東近江地域を中心に、高品質で均質な肉豚が生産されています。繁殖から肥育までを行う一貫経営が大部分を占めています。

養鶏：経営規模が比較的小さく、生産された鶏卵・鶏肉は主に県内で消費されています。

表1 家畜の飼養状況(平成16年2月1日現在)

畜種	戸数	頭羽数	頭羽数/戸
乳用牛	119	5,474	46.0
肉用牛	127	16,398	129.1
豚	24	10,793	449.7

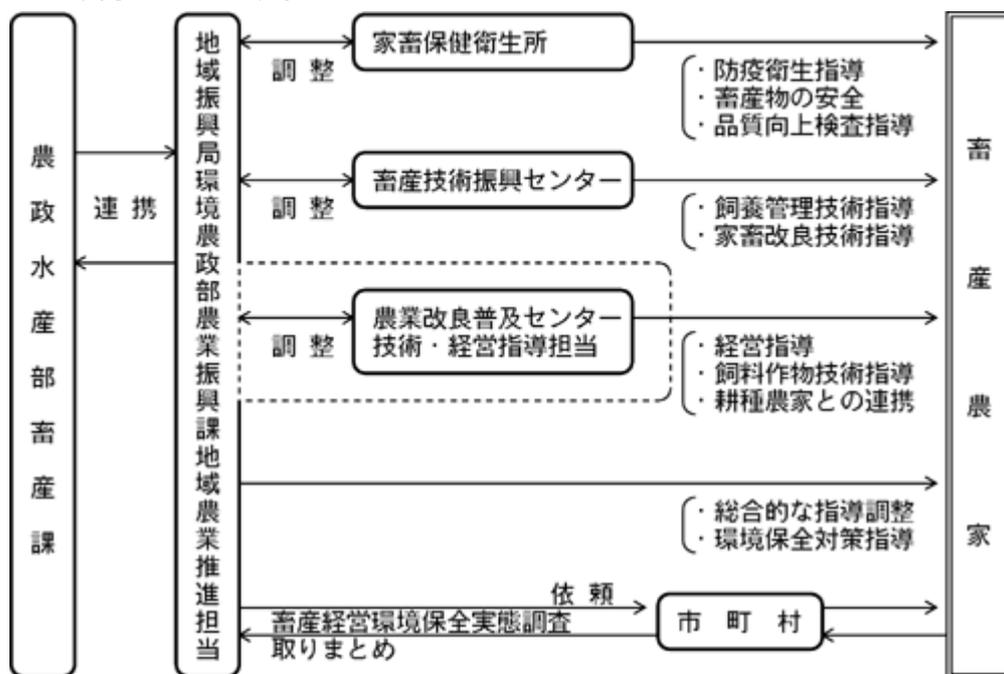
採卵鶏	53	729,451	13,763.2
ブロイラー	20	246,440	12,322.0

#### 4. 畜産環境対策に向けた取り組み

##### (1) 畜産環境対策の推進

農村社会における混住化の進展と琵琶湖を有する本県の特徴から、畜産経営より派生するふん尿の適正な処理など畜産環境の保全対策を推進してきました。その際、個々の農家の経営の安定的な発展と地域社会との調和を考慮しながら積極的に進めていくとともに、農村の望ましい生活環境を守るため、悪臭対策の推進に努めています。

さらに、環境保全型農業を推進するため、家畜ふん尿処理施設から生産された堆肥について、耕種農家と連携した土づくりを促進し、ゼロエミッション型農林水産業の構築に向けた取り組みが県内に広がるよう努めています。



##### (畜産環境保全特別指導チーム)

畜産経営に起因する環境問題解消のため、平成15年9月より特別指導チームを編成して、次の事項に該当する農家を対象に助言・指導を実施しています。

メンバーは、上記の行政機関に畜産関係団体を加えて構成している。

- ① 県計画で家畜ふん尿処理施設の整備を要する農家
- ② 畜産環境施設を有しているが、野積み等を行っている農家

図1 指導体制

##### (2) ふん尿処理施設の整備

昭和46年度から畜産環境施設整備に取り組み、水質保全に関連する琵琶湖総合開発事業での取り組みは終了したところです。しかし、飼養規模の拡大や周辺環境の変化により新たな環境整備が必要な箇所が発生していることから、畜産環境対策事業は補助事業を活用し継続して取り組んできました。

なお、事業開始当初の施設については、耐用年数を過ぎ老朽化が進んでおり、畜産農家は、各種の機械類では修理や更新により対応してきましたが、堆肥化施設については畜産物価格の低迷から経営の収益性が悪化したため、更新や機能向上にかかる新たな施設投資のための意欲

減退や資金面での対応が難しい状況となっています。

県計画に基づく施設整備は、個人施設による対応がほとんどであり、主として畜産環境整備リース事業を活用しています。また、本年度は小規模畜産農家において簡易対応による取り組みを支援するため、県単独補助事業を創設し整備を推進しています。

### **(3) 堆肥の利用に向けて**

堆肥の飛躍的な利用の増加を図るためには、本県が稲作中心であるため、水田への施用が進むことが必要です。また、堆肥流通のためには、有機栽培として高付加価値農産物を生産している営農集団等と連携を強化していくことも重要であります。

このため、県では、消費者が求める安全で安心な農産物の供給と、琵琶湖等の環境保全を目指して、平成15年3月に「環境こだわり農業推進条例」を制定しました。

今後は、農薬や化学肥料の使用を減らし、有機性の堆肥を利用した土づくりから生産される農産物づくりを一層推進していくこととしています。

### **(4) ゼロエミッション型農林水産業の構築**

県では、「バイオマス・ニッポン総合戦略」や「環境こだわり農業推進条例」等に基づいて、「しがゼロエミッション型農村創生事業」に取り組んでいます。

本事業は、農山村地域等での農林水産資源や生物由来の有機性資源を持続的に有効活用する資源循環型の農村の創生を目指しています。

この事業により、家畜ふん尿を主体として地域で発生する有機性資源を活用する堆肥化施設の整備を図り、環境と調和のとれたモデル地区づくりを支援していきます。